

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社山彦（法人番号2080401005596）
業者の住所：静岡県浜松市中央区豊町2258
2. 指名停止措置期間：令和6年2月14日から令和6年3月13日（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）
4. 事 実 概 要：
上記有資格者の代表取締役は、令和3年11月18日に浜松簡易裁判所において、刑法第204条に規定する傷害罪により罰金刑の判決を受け、令和3年12月7日にその刑が確定した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内